

そ の 他

議案第 8 号

工事請負契約（鳥取県漁業調査船建造工事）の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 鳥取県漁業調査船建造工事
- 2 契約の相手方 宮城県気仙沼市朝日町 7 番地 5
株式会社みらい造船
代表取締役 木戸浦 健 敏
- 3 契 約 金 額 2, 1 2 3, 0 0 0, 0 0 0 円
- 4 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。
- 5 工事完成期限 令和 10 年 1 月 31 日
- 6 契約締結の方法 一般競争入札

議案第9号

工事請負契約（国道313号（北条倉吉道路延伸）橋梁上部工事（本線橋（仮称））（補助改良））の締結についての議決の一部変更について

次のとおり国道313号（北条倉吉道路延伸）橋梁上部工事（本線橋（仮称））（補助改良）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和6年3月22日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
4 契 約 金 額	1,005,943,400円		4 契 約 金 額	919,380,000円	

議案第 10 号

財産を減額して貸し付けること（鳥取県学校給食総合センター敷地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市安長字前内 3 8 7 番 1 ほか 1 筆	3, 9 7 8. 9 8 平方メートル

2 相 手 方

鳥取市安長字前内 3 8 7 番地 1

公益財団法人鳥取県学校給食会

3 貸 付 期 間

令和 7 年 8 月 3 1 日から令和 12 年 8 月 3 0 日まで

4 貸 付 金 額

知事が別に定める普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該貸付けに係る土地の貸付料年額の 3 分の 2 に相当する金額

5 理 由

学校給食の円滑な実施を図るため、当該土地を利用して市町村等に安全良質及び低廉な学校給食用物資を供給する公益財団法人鳥取県学校給食会に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第 1 1 号

財産を無償で譲渡すること（米子西高等学校敷地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市陰田町 1 0 5 番ほか 1 筆	3 9 2 平方メートル

2 相 手 方

米 子 市

3 理 由

学校進入路として利用されている学校敷地の一部について、地域住民の生活道路としても利用されていることから、米子市が地域の実情に応じた管理を行うため、同市に無償で譲渡しようとするものである。

議案第 1 2 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する身体障害者手帳の再認定に係る診断書様式の誤送付による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金 1 1 , 9 9 0 円を支払うものとする。

3 事件の概要

西部総合事務所所属の職員が、和解の相手方の子の身体障害者手帳の再認定手続きにおいて、再認定対象ではない誤った診断書様式を送付した。これにより、和解の相手方が、本来必要ではない診断書を取得したために負担した費用を県が負担しようとするものである。

議案第 13 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する死亡事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 境港市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金19,245,383円を甲に、16,645,384円を乙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

（1）事故発生年月日

平成30年12月28日

（2）事故発生場所

鳥取県立皆成学園

（3）事故の状況

鳥取県立皆成学園に入所中であった和解の相手方甲及び乙の子が、同学園内で入浴

中、てんかん発作が原因となって浴槽で溺死したものである。

議案第 1 4 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 放棄する権利の内容

放棄する権利	金 額	相 手 方
平成 2 0 年 4 月 1 日から 平成 2 4 年 3 月 3 1 日ま でに貸し付けた鳥取県育 英奨学資金貸付金に係る 未返還額の請求権	1, 2 2 4, 0 0 6 円	債務者 東京都文京区 個人 連帯保証人 東伯郡三朝町 個人
平成 2 1 年 4 月 1 日から 平成 2 4 年 3 月 3 1 日ま でに貸し付けた鳥取県育 英奨学資金貸付金に係る 未返還額の請求権	2 8 9, 4 5 3 円	債務者 米子市 個人 連帯保証人 米子市 個人
平成 2 2 年 4 月 1 日から 平成 2 5 年 3 月 3 1 日ま でに貸し付けた鳥取県育 英奨学資金貸付金に係る 未返還額の請求権	4 8 3, 9 7 4 円	債務者 倉吉市 個人 連帯保証人 倉吉市 個人 保証人 倉吉市 個人

平成23年4月1日から 平成26年3月31日ま でに貸し付けた鳥取県育 英奨学資金貸付金に係る 未返還額の請求権	330,000円	債務者 米子市 個人 連帯保証人 米子市 個人
--	----------	--------------------------------------

2 放棄する理由

当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。

議案第 15 号

特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部負担に関し 同意することについて

次のとおり国が行う特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することに同意することについて、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 20 条第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 県が負担する事業

漁港及び漁場の整備等に関する法律第 4 条第 1 項第 2 号により定められた漁港漁場整備事業とする。

2 県が負担する割合

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 239 号）第 3 条第 2 項並びに後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律第 112 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により算定した都道府県が負担すべき基準に 100 分の 9 を乗じて得た割合とする。

議案第 16 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）について、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 4 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 365,425,458 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 繰 越 金		千円 2,005,686	千円 80,000	千円 2,085,686
	1 繰 越 金	2,005,686	80,000	2,085,686
歳 入 合 計		365,345,458	80,000	365,425,458

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 34,868,205	千円 80,000	千円 34,948,205
	5 選 挙 費	527,328	80,000	607,328
歳 出 合 計		365,345,458	80,000	365,425,458

この冊子は100部作成し、1部当たりの印刷単価は1,710円です。